石川県県産材利用促進条例について

検討状況

経緯

- 平成26年10月
- (一社)全国木材組合連合会、全国森林組合連合会が連名で、各都道府県で 木材利用促進の条例の制定を働きかけすることについて宣言。
- 平成28年7月

森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会の定時総会において、 秋田県の議連より、各都道府県で議員提案による条例制定を要請。

● 平成28年10月

森林・林業・林産業活性化推進石川県議会議員連盟(会長:向出県議)に対して、県木材産業振興協会及び県森林組合連合会より、条例制定を要請。

● 平成29年6月

県議会政策調査会(会長:吉﨑県議)において、自民党より条例検討についての提案があり、検討委員会(座長:宮下県議)を設置し、検討を進めることを決定。

- 平成29年6月29日~平成30年2月2日 検討委員会を11回開催し検討
- 3月28日~4月27日 パブリックコメントを実施
- 6月20日 石川県議会最終日に上程、可決
- 6月25日 公布·施行

| 全国の制定状況 |

● 平成30年6月25日現在13県で制定 うち議員提案12県(富山県はH28.9制定、福井県はH29.7制定) ※制定に向け検討中は2県(三重県、広島県)

条例のポイント

- 1 施策の範囲
 - 木材利用促進に焦点を絞った条例としている。
 - ※制定済の13県中4県が木材利用促進に焦点を絞った条例としており、他の9県は木材利用促進に加えて木材供給・加工流通も対象としている。
- 2 推進計画の策定

建築物や土木施設等での利用拡大、合板や集成材、木質バイオマス等への 有効利用、新たな用途開発・普及、人材育成等について計画を策定し公表。 ※現行の「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン」を計画に読み替え

- 3 県産材利用推進月間(10月)の制定
 - ※国では10月を「木づかい月間」と定めており、条例で推進月間を制定している6県のうち5県が10月としている。
 - ※農林漁業まつりでの県産材利用のPR強化や表彰式の実施のほか、関係団体によるイベントの実施等を検討。

石川県県産材利用促進条例の概要

〇前文

- 森林は、県民の安全で快適な暮らしの基となる多面的機能を有し、県民共有の貴重な財産。
- 県土の約7割が森林で占められ、このうち、約4割は県木「あて」やスギをはじめとする 人工林であろ
- 戦後に植林された人工林の多くが伐採適齢期を迎えており、植えて育てる時代から、積極的な利活用を図る段階へと大きな転換期に差しかかっている。
- この条例は、県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、森林の有する多面的機能 の発揮と活力ある地域社会の実現を目指して制定する。

〇月的(第1条)

県産材の利用促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、森林の有する多面的機能の発揮と活力ある地域社会の実現に寄与すること

〇基本理念(第3条)

- 森林資源の有効利用並びに整備及び保全並びに循環利用につながること
- 地域経済の維持及び活性化に資すること
- 県民等の健康で快適な生活環境、事業環境等の維持又は創出につながること
- 森林の有する多面的機能の持続的かつ安定的な発揮につながること

○県の責務 (第4条)

○森林所有者の 役割 (第5条)

自身が所有する森林の整備及び保全に必要な措置を講ずるよう努める

○関係事業者の 役割 (第6条)

・ 県産材の安定 的な供給とに 用促進なと相 ついで、協力 に変める

〇県民等の協力 (第7条)

〇推進計画(第8条)

• 県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進するため、推進計画を策定

〇県産材利用推進月間(第9条)

- 10月を県産材利用推進月間とする
- 〇顕彰(第10条)
- 県産材の利用促進に顕著な功績のあった者への顕彰に努める
- 〇財政上の措置(第11条)
- 県産材の利用促進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める

〇施策の実施状況の公表(第12条)

毎年、県産材の利用促進に関する施策の実施状況を公表